

第4章 農地の権利関係の調整

1. 農業委員会の概要

農業委員会は「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置が義務付けられる、合議体の行政機関です。農業委員はこれまで、公職選挙法を準用した選挙により選出されてきましたが、平成27年度に農業委員会法が改正され、委員の選任方法が変わりました。

改正農業委員会法の公布日（平成27年9月4日）以後は、透明性を確保した手続きにより、推薦・公募が実施され、市町村議会の同意を得た上で、市町村長が委員を任命します。また、農地利用の最適化を推進するため、地域における現場活動を行う「農地利用最適化推進委員」が新たに設置されます。

一宮市では、平成29年7月20日より新体制に移行し、農業委員（19人）と農地利用最適化推進委員（17人）が連携し、一体となって活動していきます。

2. 農業委員会の業務

農業委員会の所管事務は農業委員会法第6条に規定されており、必須事務と任意事務に区分されています。今回の法改正により、「農地利用の最適化の推進」が活動の重点に位置付けられました。

（1）優良農地を守り、農地利用の最適化を推進する取り組み（法令に基づく必須事務）

農地法等の法令により農業委員会の権限に属させられた、農地の権利移動についての許認可や農地転用の業務、農地の利用状況調査等の法令業務を処理するほか、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進により、農地利用の効率化及び高度化の促進（農地利用の最適化の推進）を図っていきます。

（2）農業経営の合理化を図る取り組み（法令に基づく任意事務）

上記の業務に加え、農業者の公的代表機関として、担い手の法人化・農業経営の合理化等を進める取り組みが強く期待されています。また、農業及び農業者に関する調査研究や情報提供などの活動も、農業の健全な発展と農業者の自主性の発揮などの観点から重要になっており、これらの業務も積極的に行っています。

また、農地利用の最適化の推進に寄与するため、農業委員会は、所管事務を遂行する中で得られた知見に基づく具体的な施策改善の意見を、積極的に市町村長に提出することが求められています。

3. 農地利用調整

【農地の権利移動処理状況】

(平成 27 年度)

種別	件数 (件)	面積 (㎡)
農地法第 3 条 (使用収益権)	16	25,135.00
農地法第 3 条 (所有権)	61	56,866.00
農地法第 3 条 (農地の相続等)	220	349,911.29
農地法第 18 条	43	113,033.00

【農地の転用処理状況】

(平成 27 年度)

種別	件数 (件)	面積 (㎡)
農地法第 4 条 (市街化区域)	219	71,524.61
農地法第 4 条 (市街化調整区域)	27	12,059.30
農地法第 4 条 (確認)	0	0.00
農地法第 5 条 (市街化区域)	395	150,922.98
農地法第 5 条 (市街化調整区域)	337	206,451.84
現況証明	50	11,031.22

【農地の権利移動・転用処理の推移】

単位：m²

種別	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
農地法第 3 条 (使用収益権)	24,801.00	12,273.00	25,135.00
農地法第 3 条 (所有権)	36,257.00	42,502.00	56,866.00
農地法第 3 条 (農地の相続等)			349,911.29
農地法第 18 条	23,439.00	21,913.00	113,033.00
農地法第 4 条 (市街化区域)	85,013.00	42,856.00	71,524.61
農地法第 4 条 (市街化調整区域)	5,934.00	7,536.00	12,059.30
農地法第 4 条 (確認)	542.00	78.00	0.00
農地法第 5 条 (市街化区域)	127,768.00	120,887.00	150,922.98
農地法第 5 条 (市街化調整区域)	166,091.00	153,224.00	206,451.84
現況証明	15,358.00	8,150.00	11,031.22